

【事業承継セミナー】法人・個人の経営トップ必聴！！

～事業承継よもやま話～

後継者へのバトンタッチを成功させるには

中小企業や個人事業を営んでいる場合、ある程度の年齢になったら真剣に事業承継について考えなければなりません。相続税や贈与税は、毎年継続して発生する税金とは異なり、税法だけでなく民法などの知識も必要とされるため「難しいもの」と考えられがちです。

事業承継とは、会社などの「事業」を後継者に引き継がせることがポイントとなり、イザというとき“争続”ということにならないよう事前に対策を講じることが大切となります。

本セミナーでは気鋭の公認会計士が、事業承継対策について分かり易く解説いたしますので、この機会に是非ご参加いただきますようご案内申し上げます。

- 内容 ●やさしい事業承継にかかる相続税と贈与税の計算方法 ●遺言書の効用とは
●遺産分割協議書とは ●効果的な事業承継対策とは ●事業承継税制の長所短所
●株価算定 ●役員貸付金問題と債務免除について・・・他

日 時：令和6年5月30日（木）

午後6時30分～8時30分

会 場：瑞穂町商工会 2階大会議室（瑞穂町石畑 1973）

講 師：公認会計士 土屋 晴行 氏

●参加費：無料

●対象者：瑞穂町内事業者またはその従業員

●定 員：20名（先着順 受付確認後、担当からご連絡いたします）

●問合せ等：瑞穂町商工会 TEL042-557-3389・FAX042-557-5290

●受講ご希望の方は5月29日（水）までにFAXまたは電話にてお申込みください。



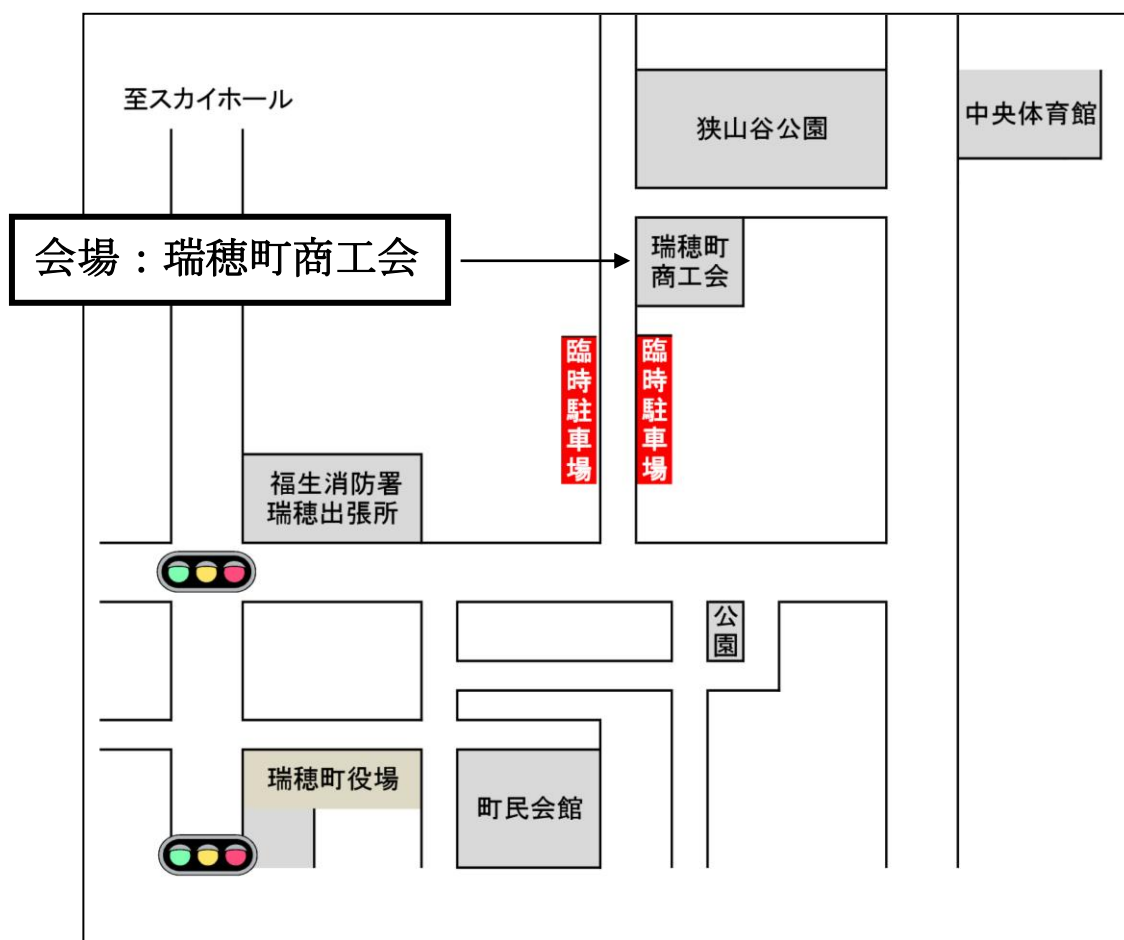
～事業承継よもやま話～ 後継者へのバトンタッチを成功させるには 申込書

令和 年 月 日

フリガナ			
事業所名		所在地	
メールアドレス		お名前	
TEL		お名前	
FAX			

※本申込書に記入いただいた個人情報につきましては、セミナー開催に係る受講者の確認、受講者名簿の作成、出欠確認及びセミナー運営に関する連絡のみに使用いたします。

■会 場：瑞穂町商工会 大会議室 （瑞穂町石畑1973）



【臨時駐車場】

お車でお越しの際は、商工会南側の臨時駐車場をご利用下さい。

※新型コロナウイルス感染症について

厚生労働省より新型コロナウイルス感染症は「新型インフルエンザ等感染症」に該当しないものとし、令和5年5月8日から「5類感染症」位置づけることに決定いたしました。

つきましては、新型コロナウイルス感染症の防止対策については、各自ご判断いただきますようお願いいたします。また、当会職員につきましては、引き続きマスクを着用いたします。